

栗東市立金勝小学校

いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

栗東市立金勝小学校

目 次

1. はじめに.....	3
2. いじめの定義	3
3. いじめの未然防止	4
4. いじめ防止等のための組織.....	4
◎学校いじめ対策委員会	4
5. 学校全体としての取り組み.....	5
学校の基本姿勢.....	5
(1) いじめ防止のための取り組み.....	5
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの対処.....	5
《いじめの解消》	6
(4) 家庭及び地域との連携.....	6
《家庭》	6
《地域》	6
(5) 関係機関との連携	6
6. 重大事態への対処	7
(1) 重大事態の意味について	7
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	7
7. 基本方針の見直し	8
8. いじめ防止等に向けての年間計画.....	8

栗東市立金勝小学校 いじめ防止基本方針

2025年（令和7年）4月1日

栗東市立金勝小学校 学校長 中川 章子

栗東市立金勝小学校いじめ等防止対策委員会

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・ 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ・ 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童の感じる被害性による見極めが必要である。

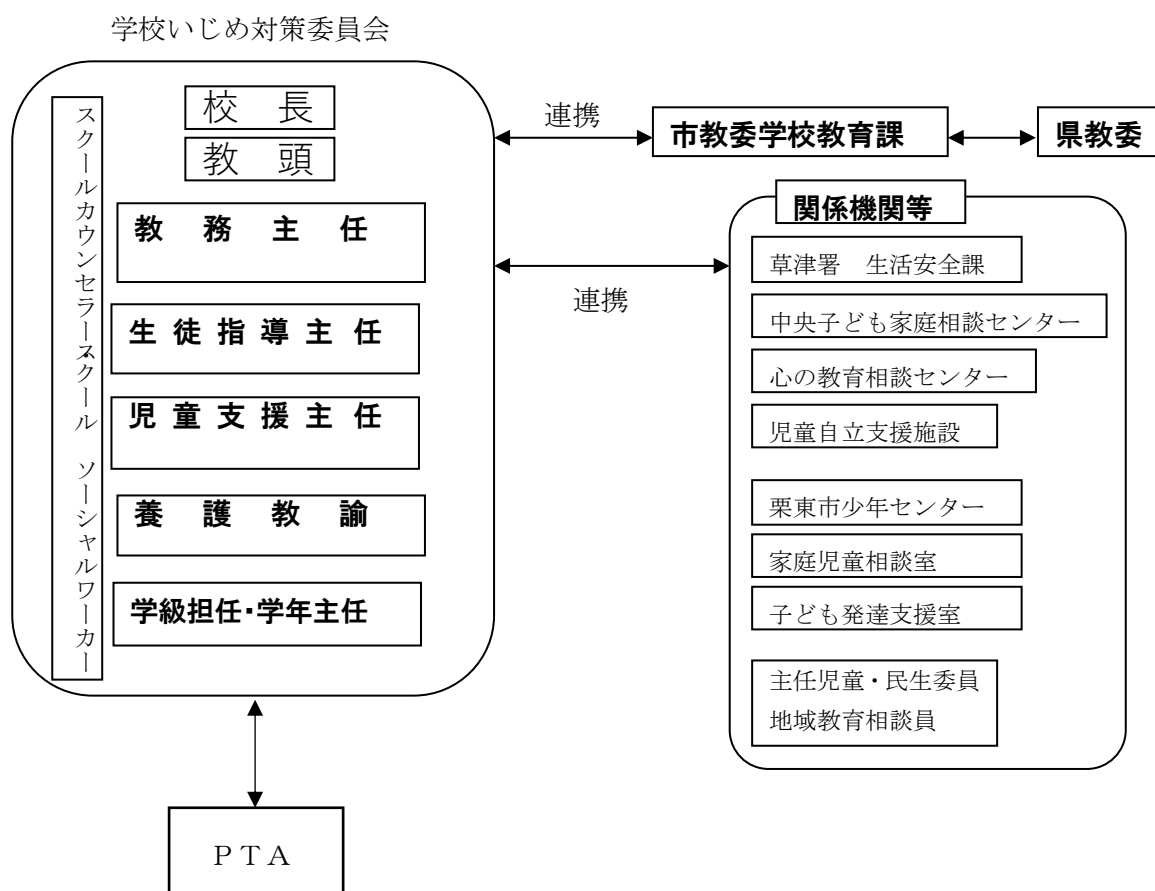
3.いじめの未然防止

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるという意識のもとに、全ての子どもたちに「いじめは決して許されない」ことや傍観者にならずいじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させ、児童自らがいじめの未然防止に取り組めるようにする。

4.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」として学校いじめ対策委員会を常設して行う。

学校いじめ対策委員会は、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織として以下の組織図による体制とする。学校いじめ対策委員会では、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。



5.学校全体としての取り組み

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、栗東市いじめ基本方針をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりの様子をしっかりと把握するよう取組を進めていく。

- ① 児童の豊かな情操と道徳心を培う道徳教育、人権教育、体験活動を行う。
- ② 児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動の中で、自己有用感や自己存在感が実感できる児童の主体的な活動を進める。
- ③ 児童はもとよりその保護者、教職員にいじめ防止の重要性を啓発する活動を行う。
- ④ インターネットやスマートフォン等を活用したいじめの現状や危険性、被害の深刻さ等について児童・保護者に啓発する。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、学校や保護者以外に児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等と連携して相談体制を充実する。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導。

- ① 学校いじめ対策委員会が組織的対応をする。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等との連携を図る。

《いじめの解消》

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。「いじめが解消している状態」とは、少なくとも二つの条件が満たされている必要がある。

- ① いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
- ② いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかを被害児童本人及び保護者に対し、面談等により確認できていること。

（４）家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「家庭でのいじめ早期発見チェックリスト」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ PTAの活動で「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る

《地域》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域教育相談員、コミュニティーセンター員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校協議会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を促進する。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえつつ、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。

- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

6.重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

7. 基本方針の見直し

学校マネジメントサイクルに則り、随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

令和7年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(栗東市立金勝小学校)

月	教職員・児童の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	□引き継ぎの徹底(学年・担任) □教職員のいじめストップアクションプランといじめ防止基本方針についての周知	
5月	□気になる子研修会① ○安心安全アンケート① ○交通安全教室	△本校のいじめストップアクションプランといじめ防止基本方針の説明(総会)
6月	○教育相談週間① ○「いじめストップ宣言」の話し合いと校内掲示(いじめ防止対策委員会①)	
7月	□本校のいじめ等に関わる実態についての研修会 ○スマホ安全教室	
8月		
9月		
10月	□気になる子研修会② ○安心安全アンケート② ○計画委員会の人権に関わる取り組み	△子どもの様子の聞き取り(個別懇談会)
11月	○教育相談週間② ○金勝っ子集会(人権に関わる取り組み発表)(いじめ対策防止委員会②)	
12月	○学校評価 ○人権に関わる児童集会(金勝っ子集会)	
1月	○安心安全アンケート③ ○学級活動(ソーシャルスキル)②	
2月	○金勝っ子集会	△子どもの様子の聞き取り(個別懇談会)
3月	□いじめ防止対策委員会③	
年間を通して	□ケース会議(随時) □道徳の時間を充実させる工夫 ○児童の教育相談日の実施(学期1回)	△保護者の子育て相談日(随時)

□：教職員の取組や活動 ○：児童の取組や活動 △：P T Aの取組や活動 ◇：地域の取組や活動